

## 日本国文部科学省とチリ共和国スポーツ省との間のスポーツ分野における協力覚書(仮訳)

日本国文部科学省とチリ共和国スポーツ省(以下、「当事者」という)は、

国家間や機関間の良好な二国間の協力関係の促進・強化とスポーツ分野における関係の発展への期待に動かされ、

これらの活動が友好関係と相互理解の強化のための堅固な支柱となることを考慮し、

いかなる差別も行うことなく、スポーツの促進を通して、友情、団結、フェアプレーの精神をもって、市民の教育を行い、スポーツ分野における協力と、よりよく平和な世界の構築に向けた協力への共通の願いを構築することへの関心を強調し、

以下の事柄を決定する。

### 項目1 目的

本協力覚書(以下、「覚書という」)は、スポーツ分野で当事者間の協力プログラムを形成するための一般的な枠組みである。このプログラムは互惠主義及び相互利益に基づいて共同で考案される。

### 項目2 協力の分野

期待される協力を達成するために、当事者は身体活動及びスポーツの分野で情報、知識、プログラム、経験及び技能の交換を促進する。この目的で、当事者は以下のような分野で様々な協力活動を策定する。

- 1) 幼児期の身体活動に関するプログラムや経験の交換
- 2) 学校スポーツの分野に適用される経験や研究の交換
- 3) スポーツの総合トレーニングに関する経験の交換
- 4) スポーツを行う際の教育的な介入方法の経験の交換
- 5) 一般市民への身体活動の普及に関するプログラムや経験の交換
- 6) 女性の身体活動の促進
- 7) 身体的、感覚的及び精神的な制限がある人の身体活動における知識及び経験の交換
- 8) 才能の発掘並びにスポーツ科学及び技術等のハイパフォーマンス・スポーツ分野における経験の交換
- 9) 指導者に向けた技術トレーニング及び支援
- 10) ドーピング防止活動
- 11) 主要なスポーツイベントの運営に関する経験の交換
- 12) スポーツ安全の経験の交換
- 13) 双方が適当で必要と考え、本覚書の枠組みに含まれ得る事柄全て

### 項目3 実行

この覚書の実施のために必要な場合には、当事者は、会議、Eメール及びその他当事者が受け入れる手段を通じて、2年間の活動スケジュールの準備を行う。スポーツ派遣団、指導者及び専門家の交換は、プログラムに基づいて実施される。それぞれの当事者は、計画及びプログラムにおいて、割り当てられた活動を実行するための調整に責任を持つ。

#### 項目4 財政

財政的な事柄が発生した場合には、利用可能な予算の範囲において、ケースバイケースで、当事者により決定される。

#### 項目5 本覚書のステータス

本覚書に基づく協力は、国際法や国内法の下でいかなる権利や義務も生じさせず、日本やチリが加盟する国際合意事項や条約に影響を及ぼさない。

#### 項目6 修正

本覚書は当事者間で書面にて修正することができる。そのような修正は双方によって決定された日に開始する。

#### 項目7 紛争解決

本覚書の解釈や実施において生ずる双方間の紛争及び相違は、当事者の直接の協議及び交渉によって解決される。

#### 項目8 開始、継続及び終了

本覚書は、署名の日に開始し、4年間継続する。これが終了する際、一方が他方に終了の意向を6か月前に書面により通知しない限りは、引き続き4年間自動的に延長される。

終了後は、本覚書に基づく協力は、当事者が他の決定を行わない限り、実行中の活動について継続する。

二千十八年二月二十三日に東京で、英語による本書二通に署名した。

日本国文部科学省のために

チリ共和国スポーツ省のために

.....  
文部科学省スポーツ庁長官  
鈴木 大地

.....  
スポーツ省大臣  
パブロ・スケジャ・セラノ